

4. 預金事業

(1) 種類・契約期間及び利率

種類・契約期間

積立預金..... 1年満期

利率..... 理事会で決定

ア 積立預金利率 年1.0% (平成23年4月1日現在)

イ 中途解約利率 積立預金利率の5割相当

ただし、退会、育児休業及び大学院修学休業に伴う中途解約については、積立預金利率を適用

(2) 預け入れ限度額..... 預金者の給料引去可能額

(3) 申込方法

「積立預金申込書」(様式集100頁)に記入押印し、毎月20日(4月・12月は15日)までに互助組合(必着)に申込手続きすると、翌月から積立が開始される。

(4) 満期の取扱い

満期1か月前に「積立預金期間満了通知書」を預金者の所属所へ個人宛で送付する。

積立額を変更(中止)する場合は、同封の「積立額変更依頼書」により手続きが必要。

満期元利金は、満期月の給付金・貸付金等送金日に、同送金口座に振り込む。

(5) 中途解約

預金者が死亡・退会・その他やむを得ない事情のあるときは、途中で解約することができる。(死亡による解約手続については、別途互助組合から連絡)

必要書類

預金中途解約依頼書(様式集97頁)

締切日と振込日

締切日	毎月20日(4月・12月は、15日)
振込日	毎月月末

締切日、振込日が県庁の閉庁日の場合はその前日。

(6) 税金の取扱い

源泉徴収課税

支払われる預金利子に対し、20%(国税15%・地方税5%)の税率により源泉徴収を行うので、確定申告は不要。

マル優制度(少額貯蓄非課税制度)

他の金融機関と併せて元本350万円までは、支払われる預金利子に対する税金が非課税となる。

ア 適用者と必要書類

適 用 者	必 要 書 類
遺族基礎年金受給者	非課税貯蓄申告書・年金証書と住民票の写
寡婦年金受給者	非課税貯蓄申告書・年金証書と住民票の写
身体障害者手帳の交付を受けている者	非課税貯蓄申告書・身体障害者手帳の写

イ 申告内容の変更と必要書類

変 更 区 分	必 要 書 類
申告額の変更	非課税貯蓄限度額変更申告書
住所・氏名の変更	非課税貯蓄に関する異動申告書
廃止	非課税貯蓄廃止申告書
死亡	非課税貯蓄者死亡届出書・非課税貯蓄死亡通知書

(7) 休業者の取扱い

育児休業・大学院修学休業 中途解約

払戻し手続きが必要。(用紙は互助組合から自宅へ送付)

休業終了後、積立預金を希望の場合は、新規扱いとなる(様式集100頁)。

介護休暇中 継続

互助組合が送付する納付書により毎月20日までに中国銀行本支店に振込む。

(8) 退会後の取扱い

退会を確認の後、自動的に給付金・貸付金等送金口座へ元利金を振込む。

なお、振込前に「預金中途解約計算書」を自宅に送付する。